

「公の施設における使用料等の算定基準（案）」に対する意見公募の結果について

1 意見公募方法等

(1) 意見公募期間

令和2年12月25日（金）～令和3年1月29日（金）

(2) 意見公募方法

ア 広報かまくら 1月1日号

イ 市ホームページへの掲載

ウ 本庁舎1階ロビー、中央図書館、腰越図書館、深沢図書館、玉縄図書館、大船図書館  
鎌倉生涯学習センターでの資料配布

2 意見公募結果

(1) 意見の数

3件

(2) 意見提出人数

1人

(3) 意見及び意見に対する市の考え方

次ページ一覧のとおりです。

いただいた御意見については、できる限り原文を記載していますが、団体名等が特定される箇所等については省略する等の修正を行っています。

「公の施設の使用料等の算定基準」(案)に対する御意見及び意見に対する鎌倉市の考え方

番号	頂いた御意見	鎌倉市の考え方	備考
1	<p>基本的に異論はございませんが、受益者負担金を使用料として各室に対し支払われることにのみで済まされていました。ホール使用に際してはピアノやマイクの使用料が別途掛かりますが、他の品々については、これまで館側の用意も少なく市民からの要求もなく年月が過ぎたように思います。(ことにこの2年近い歳月で全てが古くなりました)</p> <p>映像装置や検温装置等のような備品を、必要に応じ購入し取り揃えておき、使用料を徴収し一定期間で減価償却させる一方で、受益者に「いつ」「何を」「いくらで購入したか」を発表し、積極的に使わせるように P.R.すれば便利でより良い環境になり、市民活動も活性化できると考えます。</p>	<p>利用実態や利用者の要望を踏まえて備品を整備することは当然の役割だと考えています。備品の使用料については、3 (2) エ付帯設備等のおり、施設使用料と区分して使用料を設定できる範囲に含まれるものと考えていますが、御意見のような特定の催しもの等で使用される備品についても対象に含まれることが明確化されるよう、基準案の修正を行います。</p>	<p>団体等が特定される表現の箇所は修正を行いました。</p>
2	<p>トイレなども必要なら一部有料になさって構わないですから、早く改善して頂きたいと思います。受益者負担分が細かく設定されるなら市民は納得して支払います。</p>	<p>トイレ等の基本的な機能については有料化することは考えていませんが、今後とも必要に応じて修繕を行ってまいります。</p>	
3	<p>施設の内容(設備や備品など)が使用料に見合っているか。利用者の要望に耳を傾けて対応していただきたいと思います。</p>	<p>施設運営に係る経費を適切に反映するため、使用料等は概ね3年ごとに見直す予定です。いただいた御意見等を参考にしながら、今後もサービスの向上を図るとともに、効率的・効果的な施設運営に努めていきます。</p>	